

第 4 次
吹田市
地域福祉計画

2022年3月 吹田市

基本目標 2 総合的支援のネットワークの構築

施策の方向 1

権利擁護の推進

1 高齢者や障がい者（児）等への理解の促進

取組の方向性

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域住民一人ひとりがお互いの個性を認め、尊重することが大切です。医療や介護が必要となっても、障がいがあってもなくても、地域の一員として暮らしていけるよう、認知症や障がいなどへの理解を促進する取組を進めます。

関連する主な事業

- 認知症サポーター養成事業
- 障害者基幹相談支援センター事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 障害者生活支援事業
など



2 成年後見制度の利用促進 ～吹田市成年後見制度利用促進計画～

重点施策

取組の方向性

成年後見制度は、認知症、知的障がいや精神障がいなどで判断能力が不十分な人の権利や財産を守る援助者を選ぶことで、その人の生活を法的に支援するための制度です。この制度は、地域共生社会の実現に向けても重要であり、2016年5月に「成年後見制度の利用促進に関する法律」が施行されるなど、国全体として成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことが求められています。

本市では、ちらしの作成・配布などにより、制度の普及・啓発に努めていますが、市民アンケートの結果では、制度を知らないと回答した人は61.6%となっています。また、制度の利用意向がある人の多くは「家族・親族に援助者になってほしい」と考えており、制度の利用意向がない人では「制度を使わずとも家族がいる」と考えている人が最も多い状況であり、制度の利用意向の有無に関わらず家族に支援を求める傾向が見られます。

しかしながら、少子高齢化の進行とともに、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中で、認知症などで判断能力が不十分となった人を家族だけで支援することは難しくなると推測されます。また、知的障がいや精神障がい者（児）の親亡き後の生活に不安を抱える人がいる状況があります。

このような状況を踏まえ、本項目を「吹田市成年後見制度利用促進計画」に位置付け、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関の整備等、成年後見制度の利用促進に必要な機能について検討を進めます。

関連する主な事業

- 成年後見制度利用支援事業
- 障害者生活支援事業
- 地域福祉活動推進事業
など

■ 評価指標（具体的な指標値は「別冊資料」38ページ参照）

- 認知症サポーターの養成者数（累計）
- 障がい者週間記念事業の啓発行事への参加者数
- 成年後見制度の認知度
- 日常生活自立支援事業利用者数

《成年後見制度と日常生活自立支援事業》

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方（本人）の権利を守る援助者を選ぶことで、本人の生活を法的に支援する仕組みです。成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。法定後見制度は、本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって法的に権限を与えられた後見人などが選ばれる制度です。任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるときに、あらかじめ支援してくれる人（任意後見人）と支援してもらう内容を自分で決め、公正証書により契約（任意後見契約）を結んでおく制度で、本人の判断能力が低下した際に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて契約の効力が生じます。

本人の状態		類型	同意（取消し）・代理できること
判断能力が全くない （普段の買い物も自分ではできない）	法定後見制度	後見	すべての法律行為を取り消したり、本人の代わりに行うことができます。 ※日常生活に関する行為は取り消すことができません。
判断能力が著しく不十分 （普段の買い物はできるが、重要な取引はできない）		保佐	重要な法律行為について同意又は取消しをしたり、特定の法律行為を本人の代わりに行うことができます。
判断能力が不十分 （普段の買い物はできるが、重要な取引は一人では不安）		補助	特定の法律行為について同意又は取消しをしたり、本人の代わりに行うことができます。
判断能力が十分ある （今は大丈夫だが、これから先のことが不安）	任意後見制度		

日常生活自立支援事業は、判断能力が十分でないために、自分で福祉サービス利用などを決めることが不安な方やお金の管理に困っている方が、地域で自立して生活できるようにお手伝いする事業です。事業のサービス内容は、①福祉サービスの利用援助 ②日常的金銭管理 ③通帳や証書類、はんこなどのお預かりです。利用契約後、市町村社会福祉協議会の専門員と生活支援員が本人の生活をサポートします。